

HII-1st

令和3年2月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 下城孝

令和元年(ワ)第412号 慶謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和2年11月17日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県沼田市東原新町1940番地1

被 告 利根沼田農業協同組合

同代表者代表理事 林 康 夫

同訴訟代理人弁護士 高 橋 伸 二

同 福 島 翔 也

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、200万円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告の従業員が、原告が被告から脱退する際に虚偽の説明を
20 したこと、原告からの農産物の引受けの求めに応じず原告との取引を拒絶したこと、原告からの被告の准組合員になるための申込みを拒絶したこと、被告の訴訟代理人弁護士が、原告が被告の定款を開示するよう求めたにもかかわらず応じなか
25 ったことについて、不法行為が成立とすると主張して、被告に対し、民法70
9条、710条、715条及び719条に基づき、原告が被った精神的損害に対する慰謝料3000万円のうちの一部である200万円の支払を求める事案である。

2 本件の前提となる事実（当裁判所に顕著な事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、以下のとおりである。

(1) 原告は、農業を営んでおり、平成28年2月末日に被告を脱退するまで（(2) を参照）の間、被告の組合員であった。

5 被告は、平成4年3月2日に成立した、群馬県沼田市、同県利根郡片品村、同郡川場村、同郡みなかみ町及び同昭和村を対象区域とする農業協同組合である（以上について、乙1、2、弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、平成27年11月30日頃、被告に対し、同日付「脱退申請書」により被告からの脱退を申請し、平成28年2月末日、被告から脱退した（乙1ないし3、弁論の全趣旨）。

(3) 原告は、平成31年、被告、訴外東京シティ青果株式会社、訴外ぐんま県央青果株式会社及び訴外東京青果株式会社（以下、これら三社を併せて「訴外三社」という。）に対して、被告及び訴外三社の従業員らが、共謀の上、原告が出荷したズッキーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して原告の経済生活を脅かし、また、証拠隠滅などにより犯行を隠ぺいし、価格の異常性を演出して包囲網の威力を示すことにより、原告の生命、財産及び名誉に対する脅迫を行い、これにより著しい恐怖と屈辱を受けたなどと主張して、10万円の支払を求める訴えを提起し（前橋地方裁判所平成31年（ワ）第118号），この訴訟については、被告に対する請求に係る弁論と訴外三社に対する請求に係る弁論が分離された（以下、この訴訟を弁論の分離の前後を通じて単に「別件訴訟」という。乙5、6）。

(4) 原告は、令和元年7月19日、被告のみなかみ集荷所にナス32袋を持ち込み、その引受けを求めたが、これに対応したみなかみ集荷所のトミザワ所長（以下「訴外トミザワ」という。）は、ナス32袋を引き受けることを拒絶した（以下「本件引受拒絶」という。）。

原告は、同日、被告に架電し、本件引受拒絶について抗議をした。この際に

対応したのは、被告のリスク管理室のイシクラ（以下「訴外イシクラ」という。）であった（以上について、甲1、2、弁論の全趣旨）。

（5）原告は、令和元年8月5日、本件訴訟を提起し、その訴状は、同月13日、被告に送達された（当裁判所に顕著な事実）。

（6）原告は、令和元年9月19日頃、被告の准組合員となるための申込みをした（以下「本件加入申込み」という。）が、被告は、同月30日頃、原告に対して、同日付「ご連絡」と題する書面（以下「本件ご連絡書面」という。）を送付し、本件加入申込みを拒絶した（甲6、弁論の全趣旨。以下「本件加入拒絶」という。）。

（7）原告は、令和元年10月7日、被告の訴訟代理人弁護士らの弁護士事務所に架電し、対応した福島翔也弁護士に、被告の定款（以下「本件定款」という。）の交付又は開示を求めた。

被告は、同年11月12日、原告に対して、被告の定款を本件訴訟における乙第1号証としてファックス送信し、原告は、同日これを受領した（以上について、甲7、乙1、弁論の全趣旨）。

（8）別件訴訟については、被告に対する請求と訴外三社に対する各請求のいずれをも棄却する判決が言い渡され（なお、被告に対する請求に係る判決の言渡日は、令和元年12月10日である。），原告は、いずれの判決に対しても控訴を提起した（東京高等裁判所令和2年（ネ）第127号、同128号）が、東京高等裁判所は、令和2年10月28日、原告の各控訴をいずれも棄却した（以上について、乙5、6）。

（9）本件定款（一部抜粋）は、以下のとおりである（乙1）。

第12条（組合員の資格）

① この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

②～④（略）

第13条（加入）

① この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない、この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 (略)

5 2 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

②～⑥ (略)

第18条（脱退）

① 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

10 ② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

15 ③～⑥ (略)

第19条（除名）

① 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

20 1～5 (略)

6 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき

25 7 (略)

8 その他前各号に準ずる行為をしたとき

②・③ (略)

第55条 (事業年度)

この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第3 本件の争点及び当事者の主張

5 本件の争点は、不法行為の成否並びに損害の有無及び金額であり、これらの争点についての当事者の主張は以下のとおりである。

1 不法行為の成否

(原告の主張)

(1) 原告に対する虚偽的回答 (以下「問題行為①」という。)

10 ア 原告は、平成27年7月ないし10月頃、原告が被告から脱退するに際して、訴外トミザワに対して、被告に生産物を出荷するために必要な持分数を尋ねたところ、真実は持分数が関係するにもかかわらず関係ない旨回答するとともに、ゼロでもよいのかとの確認に対しても構わない旨回答し、その結果として原告は被告から脱退した。

15 イ 訴外トミザワの行為は、原告を脱退させ後々の取引を拒絶するという目的のもと行われたのであれば当然に違法であり、また、そうでなかつたとしても、虚偽の説明を行ったものであり違法である。

(2) 原告との取引の拒絶 (以下「問題行為②」という。)

20 ア 訴外トミザワは、令和元年7月19日、原告がナス32袋の引受けを求めたところこれを拒絶し(本件引受拒絶)、原告の抗議を無視した上、同日、原告が被告に架電し再度抗議をしたが、これに対応した訴外イシクラもこれを無視した。

25 イ これらの行為は、原告の既得権を侵害し、生活破壊を狙うものであって、包囲網として原告の財産と生命に対する脅迫を行うものであるから、違法である。

特に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」)

という。) の観点からすると、この取引拒絶は、被告が、①被告の地位が原告に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして、不当に、原告からの取引に係る商品の受領を拒むものとして、同法2条9項5号ハに、②不当に原告に対して取引を拒絶するものとして、同項6号イ(一般指定第2項)に、③原告を被告から不当に排斥し、かつ不当に差別的に取り扱った結果、原告の事業活動を困難にさせたものとして、同イ(一般指定第5項)に、④原告との取引を拒絶することにより、一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限するものとして、同法8条3号に、⑤原告との取引を拒絶することにより、被告の構成員である原告の機能又は活動を不当に制限するものとして、同条4号に、⑥原告との取引拒絶が、不公正な取引方法を用いるものとして、同法19条にそれぞれ反し違法である。

被告は、問題行為②に正当な理由がある旨主張するが、原告は別件訴訟において被告の犯罪行為を主張しているにすぎず何ら不当な要求はしていないこと、原告が被告の組合員資格を有しないのは訴外トミザワの虚偽の説明(上記(1)を参照)によるものであり、また、被告との取引において組合員資格の有無は通常問題とされず、訴外トミザワや訴外イシクラは問題行為②の際に原告に組合員資格がないことを理由として主張していないこと、被告の取引拒絶は原告の事業活動を著しく困難にするものであることからすれば、上記の主張は失当である。

(3) 本件加入拒絶(以下「問題行為③」という。)

ア 原告は、令和元年9月19日、被告に対して本件加入申込みをしたが、被告は、本件ご連絡書面によってこれを拒絶した(本件加入拒絶)。

イ これは、原告との取引を不当に拒絶するもので違法であり、特に、独禁法の観点からは、同法2条9項5号ハ、同項6号イ(一般指定第2項及び第5項)、8条3号、同条4号及び19条に反し違法である(上記(2)イを参照)。

被告は、本件加入拒絶に正当な理由がある旨主張するが、本件加入申込み

は訴外トミザワの虚偽の説明によって喪失した組合員資格を回復するためのものであり被告にはこれに応じる義務があること、原告は別件訴訟で被告の犯罪行為を主張しているにすぎずこの主張は何ら違法ではないこと、本件訴訟の提起も何ら不当な要求ではないことからすれば、上記の主張は失当である。

ウ また、本件ご連絡書面は、根拠のない因縁をつけ、原告を生活難に追い込んで餓死させるという、原告の財産ひいては生命に対する害意を書面に表示して脅迫するものであり、この観点からも違法である。

(4) 原告の定款開示要求の無視（以下「問題行為④」という。）

ア 原告は、令和元年10月7日、被告に対して、被告の定款を交付又は開示することを求め、被告は、これに回答することを約束したにもかかわらず、同年11月12日に乙第1号証として交付するまでの間、これを無視した。
イ この行為は、極めて理不尽かつ非常識な対応として信義則や公序良俗に違反するとともに、原告の自決権、平等権や裁判を受ける権利等の人格権を侵害し、違法である。

(被告の主張)

(1) 原告が主張する問題行為①について

ア 原告が被告を脱退したことは認めるが、その余は知らないし否認する。原告の脱退時のやり取りは相当昔のことであり、覚えていない。
イ 仮に原告が主張するようなやり取りがあったとしても、組合員以外の者も特段の問題が生じない限り被告の事業を利用すること（以下「「員外利用」という。）は可能であって、その説明に誤りはなく、何ら違法ではない。実際、原告は、被告を脱退してから今回の件までの間、問題なく員外利用をしていた。

(2) 原告が主張する問題行為②について

ア 訴外トミザワが本件引受拒絶をしたことは認める。

イ 被告は、原告が別件訴訟で被告に対してズッキーニの共同販売に関し不当な請求を行っていたことから、同様の不当請求を受け、被告の業務に支障を来すこと、ひいては被告の組合員が多大な損失を被ることを回避するため、原告のナスの引取りを拒絶したものであること、また、この当時、原告は被告の組合員ではなく、員外利用は例外的に認められるにすぎないこと、そのような法的主張を事後的に行うことは何ら妨げられないこと、原告は、ナスを被告以外に販売することも可能であって、被告の取引拒絶により原告の事業活動が困難となるおそれが生じたわけでもないことからすれば、上記の対応は、原告が独禁法違反を主張する点を含め何ら問題なく、違法ではない。

(3) 原告が主張する問題行為③について

ア 被告が本件加入拒絶をしたことは認める。
 イ 農業協同組合法19条は、正当な理由がある場合に加入を拒否することを認めていいるところ、正当な理由とは、組合員となろうとする者が、同法21条2項3号に基づき定款に定められた除外事由に該当する行為を現しているか、又はすることが客観的にみて明らかであること、または組合員を除外された者でその除外事由が未だ解消していないことをいう。

原告の別件訴訟及び本件訴訟における主張は、何ら理由のない不当なものであり、被告に対して「法的な責任を超えた不当な要求行為」又はこれに準ずる行為をしたものとして本件定款の19条1項6号又は同号8号に該当し、上記の主張や訴訟追行態度からすれば、今後、原告の気に入らない金額で農作物が売却された場合や原告の意に沿わない対応を被告が行った場合等に、同様の行為を繰り返すことが客観的に明らかである。

したがって、原告は、除外事由に該当する行為を現に行い、また、今後同様の行為を繰り返すことが客観的にみて明らかであるから、正当な理由があり、本件加入拒絶は何ら違法ではない。

また、本件加入拒絶が、原告が主張する独禁法違反に係る点を含め違法で

ないことは、上記(2)のイのとおりであり、特に、原告は、被告に加入せず他の団体に加入することは自由であり、事業を行うことはできるのであるから、かかる観点からも独禁法上違法となり得ない。

ウ 本件ご連絡書面が原告の財産ひいては生命に対する害意を書面に表示し脅迫するものであるとの原告の主張については、否認し争う。

5 (4) 原告が主張する問題行為④について

ア 被告が、令和元年11月12日に本件訴訟における証拠として本件定款を交付するまでの間、原告に本件定款を交付しなかったことは認める。

10 イ 被告は、本件訴訟が係属中であることに鑑みて、原告に対して、本件定款を訴訟における証拠として提出することとしたにすぎず、上記のとおり実際に本件定款を交付しているのであって、何ら違法ではない。

15 2 原告の損害の有無及び金額について

(原告の主張)

原告が被告の不法行為により被った精神的損害に対する慰謝料は3000万円が相当であり、本件訴訟ではそのうちの200万円を請求する。

(被告の主張)

否認し争う。

20 第4 当裁判所の判断

1 認定事実

25 前記前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成27年11月30日頃、被告に対し、同日付「脱退申請書」により被告からの脱退を申請し、平成28年2月末日、被告から脱退した。この脱退申請書の「脱退の理由」欄には、「生活費」と記載されており、原告は、当時、自身の生活に金銭的な余裕がなかったことから、被告に対して脱退について相談をしたものであった。この際、被告から原告に対して、脱退すること

を促すような積極的な働きかけは特段なかった（以上について、乙1ないし3、弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、令和元年7月19日、被告のみなかみ集荷所にナス32袋を持ち込み、その引受けを求めたが、訴外トミザワは引受けを拒絶した（本件引受拒絶）。この際、訴外トミザワは、原告に対して、ナスの引受けを拒絶した理由について、被告の販売部販売課の課長に相談したところ原告との間で別件訴訟が係属中であることから引き受けられないと言わされた旨の説明をした。

原告は、同日、被告に架電し、本件引受拒絶について抗議をした。この際に対応したのは訴外イシクラであった。原告が、訴外イシクラに対して、別件訴訟が係属中であることを理由にナスの引受けを拒絶されたが、それは理由にならないと思う旨を述べたところ、訴外イシクラは、別件訴訟ではズッキーニを市場に出荷する際の価格のことが争われており、今回はナスなので品物は違うものの、価格を付ける流れは一緒なので、その点が争われている途中で新たにナスの引受けをすることは難しいということで断らせてもらったのだと思う旨を説明した。原告は、この説明に納得せず、価格操作、犯罪をされて訴える権利は誰にでもあるのであるから、それは理由にならない旨を述べた。その後も、原告は、このような取扱いは前例があるのか、今回の対応は原告の既得権を侵害する、別件訴訟の原因は価格操作という犯罪であり、それを否定する根拠がないのに引受けを拒絶することはできないなどと主張し、ナスの引受けを求めたが、訴外イシクラは、上記と同様に、別件訴訟が係属中であり、同じ事態を招く恐れがあることから、引受けはできない旨の説明をし、原告は、同じ事態を招くのはそちらの勝手であり、自分の責任ではないなどと感じた（以上について、甲1、2）。

(3) 原告は、令和元年9月19日頃、本件加入申込みをしたところ、被告は、同月30日頃、原告に対して、本件ご連絡書面を送付し、本件加入拒絶をした。本件ご連絡書面には、要旨、原告と被告との間には別件訴訟と本件訴訟が係

属中であること、被告は、両訴訟における原告の主張は何ら理由のない不当なものであり、除名事由の一つである本件定款19条1項6号「法的な責任を超えた不当な要求をしたとき」に該当すると判断していること、原告がこのような行為を繰り返すことによって原告と被告との間の信頼関係は既に破壊されており、原告が被告に加入した場合には被告の業務に多大な支障を来す恐れが十分に予想されること、以上から、本件加入拒絶には、農業協同組合法19条「正当な理由」があると判断するので、本件加入申込みは拒絶すること、原告が本件加入申込みに際して持参した1万円は返金すること、今後、別件訴訟、本件訴訟及び本件加入拒絶については被告訴訟代理人に連絡してもらいたいことが記載されている（以上について、甲6、弁論の全趣旨）。

(4) 原告は、本件訴訟が係属した後（前記前提事実(5)を参照）の令和元年10月7日、被告の訴訟代理人弁護士らの弁護士事務所に架電し、対応した福島翔也弁護士に、本件定款の交付又は開示を求めた。原告は、本件ご連絡書面に本件定款19条についての記載があったことから、その内容を確認したい、書面でもらう方法でもよいし、ウェブサイト上で本件定款の内容を確認することができるのであればその旨回答をしてもらう形でも構わない旨を述べ、福島翔也弁護士は、ウェブサイト上で確認することができるかどうかを調べてみて、確認することができない場合にどのように対応するかも含めて、また連絡をする旨応じた。

被告は、同年11月12日、原告に対して、被告の定款を本件訴訟における乙第1号証としてファックス送信し、原告は、同日これを受領した（以上について、甲7、乙1、弁論の全趣旨）。

(5) 別件訴訟については、被告に対する請求と訴外三社に対する各請求のいずれをも棄却する判決が言い渡された。

令和元年12月10日に言い渡された、被告に対する請求を棄却した判決においては、訴外三社の従業員らが、原告が出荷したズッキーニについて価格操

作をしたとは認められない、原告の出荷物についての販売価格を決めるに当たって意思を相通じていたとは到底認められない、被告が、原告の出荷分を差別化し、訴外三社と共謀して、価格操作に協力したなどとは認められない、被告及び訴外三社が証拠隠滅等をしたとは認められないなどとされている。

原告は、いずれの判決に対しても控訴を提起したが、東京高等裁判所は、令和2年10月28日、原告の各控訴をいずれも棄却した。控訴審判決においては、棄却判決の理由は、控訴審での原告の補充主張に対する判断を付加する他は原判決に記載のとおりであるとされた上で、原告の補充主張を踏まえても、原告の出荷分についてだけ価格差別が行われたと認めるに足りる証拠はなく、その余の主張について判断するまでもなく原告の主張は採用できないとされた（以上について、乙5、6）。

(6) 被告においては、被告が行う各事業を、被告に加入していない非組合員が利用すること（員外利用）も一定の範囲で可能である。たとえば、被告が、ある者が生産した物資の販売等を行う際には、その者の組合員資格の有無をその都度確認するようなことはしておらず、そのような場面における組合員と非組合員の基本的な取扱いは同様である。平成28年2月末日に被告を脱退した原告についても、それ以降、本件引受拒絶がされるまでの間は、基本的に被告の組合員と同様の取扱いがされてきた（乙1、弁論の全趣旨）。

2 爭点についての判断

(1) 原告が主張する問題行為①について

ア 原告は、自身が脱退するに際して、訴外トミザワに対して、被告に生産物を出荷するために必要な持分数を尋ねたところ、関係ない旨回答され、ゼロでもよいのかとの確認に対しても構わない旨回答されたとして、このような回答が、原告を脱退させ後々の取引を拒絶するという目的のもと行われたのであれば当然に違法であり、そうでなかつたとしても、虚偽の説明を行ったものであり違法である旨主張する。

イ しかしながら、原告が脱退した際の訴外トミザワとのやり取りの有無内容は、そもそも訴外トミザワが対応したか否かということも含めて明らかでなく、本件全証拠によっても原告が主張する事実を認めることはできない。

5 また、仮に原告が主張するような回答がされた事実があったとしても、本件全証拠によっても、原告が脱退した当時、被告が、原告を脱退させ後々の取引を拒絶するというような目的を有していたとは認められず（かえって、原告は、自ら経済的困窮を理由として被告からの脱退を考えるに至りその相談をしたのであり、被告から原告に脱退を促すような積極的な働きかけもなかつた上、その後も本件引受拒絶までは原告と被告との間の取引が継続されていたことは上記認定事実のとおりである。），また、被告における事業実施の実態として、特段の問題がなければ員外利用が可能であることは上記認定事実のとおりであるから、被告から脱退しても生産物の出荷が可能であるとの説明が虚偽であるとまではいえず、以上によれば、そのような回答がされたことをもって違法であるとの原告の主張は、いずれにしても採用することができない。

10

15 ウ したがって、原告が主張する問題行為①について、不法行為が成立することは認められない。

(2) 原告が主張する問題行為②について

ア 上記認定事実のとおり、訴外トミザワは、令和元年7月19日、本件引受拒絶をし、原告の架電を受けた訴外イシクラも、同様にナスの引受けはしない旨の回答をしており、両名は、当時、原告と被告との間には別件訴訟が係属中であったことを理由としてそのような対応をしたものであることが認められる。

イ 上記認定事実のとおり、原告は、別件訴訟において、被告と訴外三社の従業員らが、共謀の上、原告が出荷したズッキーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して原告の経済生活を脅かした等と主

張していたことからすれば、訴外トミザワや訴外イシクラが、仮に原告のナスを引き受けた場合、別件訴訟と同様に、原告から価格操作がされたなどの主張がされ、新たな訴訟の提起を含む大きなトラブルが生じる恐れがあることを踏まえて対応することは、自然かつ合理的であるということができ、このことは、訴外イシクラが、原告に、ナスを引き受けた場合にズッキーニと同じ事態を招く恐れがあると考えている旨を伝えたのに対して、原告が同じ事態を招くのはそちらの勝手であり自分の責任ではないなどと応じていることからすればなおさらである。この点について、原告は、別件訴訟においては被告の犯罪行為を主張しているにすぎず何ら不当な要求はしていないなどと主張するが、別件訴訟において、原審が、原告の出荷物の販売価格を意思を通じて決定したとか、価格操作が行われたとは認められないと判断して原告の請求を棄却し、その判断が控訴審においても維持されていることは上記認定事実のとおりであるから、原告の主張は採用できない。

ウ また、上記認定事実のとおり認められる訴外トミザワと訴外イシクラの具体的な対応は、原告のナスを引き受けることはできないこととその理由を原告に説明するものにすぎず、その内容や表現等を踏まえても、原告の生命や財産に対する害悪を告知し、脅迫するものと評価されるようなものであるとは認められない。

エ そして、上記認定事実のとおり、原告は、令和元年7月19日当時、被告の組合員ではなく、被告が原告の生産物を引き受ける義務を負っていたなどの特段の事情が存在するとは認められない（なお、被告との間で何らかのトラブルが生じている等の特殊な状況下において、被告の事業の利用について組合員資格の有無が影響するか否かは、当該トラブルに関する個別具体的な事情を踏まえて判断されるものであるから、原告が主張する問題行為①について、仮に、そのような特殊な状況下における影響の有無内容等をも想定した回答がされていなかつたとしても、そのことをもって当該回答が違法と評

価されるものではない。）。この点について、原告は、訴外トミザワ及び訴外イシクラは問題行為②の際に原告に組合員資格がないことを理由として主張しておらず、今更それを理由とすることはできない旨主張するが、本件訴訟において、事後的に、原告の組合員資格の有無をも考慮した上で問題行為②についての不法行為の成否を判断するために、訴外トミザワや訴外イシクラがそのことに言及していたことが必要であるとはいはず、原告の主張は採用できない。

才 さらに、原告は、問題行為②が独禁法に違反する旨主張するが、以上に述べたとおり、訴外トミザワと訴外イシクラの対応が当時の状況に鑑みて自然かつ合理的なものであり、その態様も原告に対する脅迫と評価されるようなものであるとは認められず、原告が当時被告の組合員ではなかったということからすれば、被告について、被告の地位が原告に優越していることを利用して正常な商慣習に照らし不当に原告からの取引に係る商品の受領を拒むものであるとも、不当に取引を拒絶するものとも、原告を被告から不当に排斥しかつ差別的に取り扱った結果原告の事業活動を困難にさせたとも、原告との取引の拒絶によって、一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限するものとも、被告の構成員である原告の機能又は活動を不当に制限するものとも、原告との取引の拒絶が不公正な取引方法を用いるものともいうことはできず、原告の独禁法違反に係る主張は採用できない。なお、弁論の全趣旨によれば、原告は、本件について、複数回にわたって公正取引委員会に対して書面を送付したものの、公正取引委員会からは、令和2年3月頃、原告の主張は認められない旨の判断がされていることが認められる。

カ 以上によれば、原告の主張はいずれも採用することができず、原告が主張する問題行為②について、不法行為が成立するとは認められない。

25 (3) 原告が主張する問題行為③について

ア 農業協同組合法19条によれば、農業協同組合は、正当な理由なく加入の

申込みを拒むことはできない（同条の「組合」に農業協同組合が含まれることについて、同法4条）ところ、この規定は、組合員資格を有する者が組合加入の申込みをしたときは、正当な理由がない限り、その申込みを承諾しなければならない私法上の義務を課したものと解するのが相当であり、正当な理由とは、加入申込みをした者の言動からすれば組合の内部秩序がかき乱され組合の事業活動に支障を来す恐れが十分に認められる場合や、いったん除名された者が、除名の理由となった原因事実が未だ解消していないにもかかわらず加入の申込みをした場合など、組合員資格を有する者に一般的に保障されているところの自由に加入し得る権利を当該者に対して保障しないことが、社会通念上も法の趣旨からも客觀的一般的に是認されるべき事由をいうものと解することが相当であるから、本件加入拒絶についても、以上の観点から検討する。

イ 被告が本件加入申込みを拒絶したことは前記前提事実及び上記認定事実のとおりである。また、証拠（乙1、3）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件加入申込みをした当時、被告の准組合員となることができる資格を有していたことが認められるから、被告は、正当な理由がない限り、本件加入申込みを承諾する義務を負っていたということができる。

ここで、被告が本件加入拒絶をした当時、原告と被告との間に別件訴訟が係属していたところ、別件訴訟の原審においては、原告の主張は理由がないものと判断されてその請求の全部が棄却され、原告の控訴も同様に棄却されていることは既にみたとおりである。

また、原告と訴外トミザワ及び訴外イシクラとの間では、原告が主張する問題行為②に係るやり取りが存在し、その内容は、原告による新たな訴訟の提起を含む大きなトラブルが生じる恐れがあると受け止めることが自然なものであるということも、同様に、既にみたとおりである。

さらに、原告は、実際に、このようなやり取りについて不法行為が成立す

る旨主張して本件訴訟を提起するに至り、本件加入拒絶はその後に行われたものであるところ、上記やり取りについて不法行為が成立しないことも、既にみたとおりである。

以上のように、本件加入拒絶当時、原告と被告との間には、別件訴訟及び本件訴訟が係属しており、各訴訟における原告の主張について何ら理由がないにもかかわらず、原告は、被告の対応を、価格操作、犯罪等と非難しながら本件加入申込みを行うに至っているのであって、以上のような原告の当時の言動からすれば、被告の内部秩序がかき乱されその事業活動に支障を来す恐れが十分に認められる状況にあったということができ、被告に加入し得る権利を原告に対して保障しないことが、社会通念上も法の趣旨からも客観的一般的に是認されるべき事由が存在したと認められるから、被告による本件加入拒絶には正当な理由があるものと認められる。

ウ この点について、原告は、①原告は、虚偽の説明により被告から脱退したのであるから、被告には原告を加入させる義務がある、②別件訴訟の係属は加入を拒絶する理由にはならないなどと主張するが、①について、原告が虚偽の説明によって被告から脱退したと認められないことは上記(1)のとおりであるから原告の主張は前提を欠き、また、②について、一般に、組合に対して訴訟を提起することがそれ自体で直ちに加入申込みを拒絶する正当な理由に当たるとまではいえないとしても、既にみた本件加入拒絶に至る経過からすれば、本件加入拒絶に正当な理由があると認めることが相当であることは上記イのとおりであるから、原告の主張はいずれも採用できない。

エ また、原告は、本件ご連絡書面が原告の財産ひいては生命に対する害意を書面に表示して脅迫するものである旨主張するが、同書面の記載内容は上記認定事実のとおりであり、その内容としては、被告は本件加入拒絶に農業協同組合法19条「正当な理由」があると判断することとそのように判断する理由が簡潔に説明されているに過ぎず、かかる内容や文章表現からしても、

原告の生命や財産に対する害意を表示して脅迫するものとは認められないから、原告の主張は採用できない。

オ さらに、原告は、問題行為③が独禁法に違反する旨主張するが、以上のとおり、本件加入拒絶に正当な理由があるといえ、その旨を通知した本件ご連絡書面の記載内容や文章表現も原告に対する脅迫と評価されるようなものであるとは認められないとからすれば、上記(2)のオで述べたところと同様に、原告の独禁法違反に係る主張は採用できない。

カ 以上によれば、原告が主張する問題行為③について、被告に不法行為が成立するとは認められない。

10 (4) 原告が主張する問題行為④について

上記認定事実のとおり、原告は、令和元年10月7日、被告の訴訟代理人である福島翔也弁護士に本件定款の交付又は開示を求め、同弁護士は、確認の上連絡をする旨回答したことが認められる。

他方、上記認定事実のとおり、被告は、令和元年11月12日、本件定款を本件訴訟における乙第1号証としてファックス送信し、原告は同日これを受領しているところ、本件訴訟は同年8月5日に係属しており、被告が、本件定款を本件訴訟の書証として提出することとしたとしても何ら不合理ではないことに加えて、被告の書証としての提出が、原告から本件定款の交付等を求められた後の最初の本件訴訟の口頭弁論期日（令和元年11月14日）までに行われており、これに要した期間も約1か月程度に止まることからすれば、被告が訴訟外で対応せずに上記の対応をしたことをもって違法であるとは評価できず、他にそのように評価すべき事情があるともいえない。

したがって、原告が主張する問題行為④について、被告に不法行為は成立しない。

25 (5) 小括

以上によれば、原告が主張する問題行為①ないし問題行為④については、い

5
すれも不法行為が成立するとは認められず、この結論は、原告のその余の主張を踏まえても左右されない。

第5 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

栗津竹

